

## 川西市子どもの人権オンブズパーソン条例の 2007年次運営に関する報告にあたって

川西市子どもの人権オンブズパーソン条例（以下、「条例」とします）第 20 条により、2007 年次における条例の運営状況等について、本報告書をもって市長に報告するとともに、これを公表します。

条例第 1 条はこの条例の目的を「一人一人の子どもの人権を尊重し、及び確保すること」と定め、第 2 条は市及び市民が担うべき「子どもの人権の尊重」について定めています。

それらの、より一層の実現に向けて、本報告書が積極的に活用されることを、私たちオンブズパーソンは子どもの権利擁護の第三者機関として、心より期待するものです。

\* \* \*

さて、この報告書を作りあげてみていつもながら思うのは、こうした報告書は単に記録に終わることではない、ということである。この報告書によって、われわれオンブズパーソンがこの一年にわたってどんな活動をしてきたかを振り返ると同時に、そこには、大きなもの、小振りなものも含めて、次なる課題の数々が陰に陽に指し示されている。そんな実感がある。

今、子どもである彼らが、20～30年後に、あの時のおとなたちは悪くなかった、自分たち子どもにはヘンなことはしなかった、だから自分たちも子どもたちに自分たちがしてもらったのと同じことをしてやろう、そうしてやりたい、そう思うようなことを、今のわれわれはしているだろうか。また、そのとき「これははずせない」ということはなんだろうか。

その「はずせないもの」を、これ！とって取り出すのに、急ぐ必要はないだろう。また、あまり現実的・打算的に傾かない努力もいる。では何をするのか。それには、試行錯誤、いろいろであっていいだろう。そして、そのプロセスを展開し、また、維持するために必要なふたつのもの。それは、人間の多様性を最大限に受け入れる大きな理念と、それに「こらえ性」ではなかろうか。

幸い、この大きな理念は「子どもの権利」として今われわれの前にある。かつて日本政府は、「子どもの権利条約」を批准しない国として国際的な批判を浴び、いろいろ言い訳しながら、しぶしぶ受け入れたという経緯がある。これはわれわれ自身の欠点を拡大したものでしょう。つまり、われわれは子どもの権利思想を深めるというよりも、ともすると、「実際、困ってない（ように見える）し・・・」、「生活に便利だから」、「すぐに効果が欲しいな」といった、現実主義に走りやすいようだ。

一方の「こらえ性」とは、まず、大きな理念を現実のものとするために是非必要なものでもある。それと同時に、今子育てをしている人たちを支えるときの、私たち世代のためにもある。目下、子育て中の人たちに向かっていろいろ言うのではなく、相手が必要としていると思ったら、そのときには、口は出さずに金を出す。あるいは手を貸す。そして、任せる。待つ。これが、なかなかできない。お互い気を付けたいところである。

少し大き過ぎる図を描いたかも知れない。ここで報告したオンブズパーソンの活動は、その図の中の小さな一部でありたい。そんなわれわれの願いは実現しているだろうか。全体の背後にある意を汲んでいただき、ご批判・ご意見を受けたい。

2008（平成20）年3月1日

川西市子どもの人権オンブズパーソン  
代表オンブズパーソン 羽下 大信

川西市子どもの人権オンブズパーソン条例 [平成10(1998)年12月22日 川西市条例第24号]

(目的)

**第1条** この条例は、すべての子どもが人間として尊ばれる社会を実現することが子どもに対するおとなの責務であるとの自覚にたち、かつ、次代を担う子どもの人権の尊重は社会の発展に不可欠な要件であることを深く認識し、本市における児童の権利に関する条約(以下「子どもの権利条約」という。)の積極的な普及に努めるとともに、川西市子どもの人権オンブズパーソン(以下「オンブズパーソン」という。)を設置し、もって一人一人の子どもの人権を尊重し、及び確保することを目的とする。

(子どもの人権の尊重)

**第2条** すべての子どもは、権利行使の主体者として尊重され、いかなる差別もなく子どもの権利条約に基づく権利及び自由を保障される。

2 本市及び市民は、子どもの権利条約に基づき、子どもに係るすべての活動において子どもの最善の利益を主として考慮し、子どもの人権が正当に擁護されるよう不断に努めなければならない。

3 本市は、子どもの権利条約に基づき、子どもの教育についての権利及び教育の目的を深く認識し、すべての人の基本的人権と自由を尊重して自己の権利を正当に行使することができる子どもの育成を促進するとともに、子どもの人権の侵害に対しては、適切かつ具体的な救済に努めるものとする。

# も く じ

---

I	川西市子どもの人権オンブズパーソン制度の概要	5
II	オンブズパーソンの相談活動	9
	2007年次の相談状況(159案件、延べ602件)	10
	相談内容	14
	各学齢の子どもの相談の特徴	16
	オンブズパーソンに寄せられる相談とは ー相談事例紹介ー	18
	人と人をつなぐ「調整活動」	20
	コラム ー出会った子どもたちー	22
III	オンブズパーソンの調査活動	25
	2007年次の調査状況(2案件、延べ55回の調査を実施)	27
	2007年次に扱った調査案件のあらまし	27
IV	オンブズパーソンの広報・啓発活動	35
	子どもたちへの広報・啓発	38
	おとなたちへの広報・啓発	41
	制度・活動に関する問い合わせ・視察	44
V	オンブズパーソンの会議等と情報公開	47
	オンブズパーソン会議の開催状況	48
	個々の事例に関する研究協議	49
	情報公開の対応	50
VI	オンブズパーソンからのメッセージ	53
	「護り、育てる」と「教え、導く」	
	代表オンブズパーソン 羽下大信	54
	個別救済のもうひとつの意味 ー公的第三者機関から見る社会ー	
	代表代行オンブズパーソン 桜井智恵子	57
	就任一年目のオンブズパーソンから見た「川西市子どもの人権オンブズパーソン」	
	オンブズパーソン 泉 薫	64
参 考		69
	川西市子どもの人権オンブズパーソン条例	
	2007年次・川西市子どもの人権オンブズパーソン等名簿	
あ と が き		74



I  
川西市子どもの人権  
オンブズパーソン制度の概要

---

制度の趣旨・目的

運営体制

主な活動

活動場所

# I 川西市子どもの人権オンブズパーソン制度の概要

## 制度の趣旨・目的

川西市子どもの人権オンブズパーソンは、1999年4月、全国で初めて「条例」により設置されました。これは、一人一人の子どものSOSを受けとめ「いじめ」「体罰」「虐待」などの人権侵害から子どもを救済するための公的第三者機関です。

オンブズパーソンは、個別具体的に子どもの救済を図り、子どもの救済からみえてきた課題に対しては、子どもの最善の利益の観点から、市の機関などに対して是正や改善を求めて勧告や意見表明などの提言を行います。

こうしたオンブズパーソンの活動は、条例第1条にある「一人一人の子どもの人権を尊重し、及び確保する」という目的に向けた取り組みです。川西市において「子どもの人権が大切にされるまちづくり」を推進していくために、オンブズパーソンは条例に基づき、市の関係機関と相互に連携しながら、子どもと子どもにかかわるおとなを支援します。

## 運営体制

### ■ 根拠

「川西市子どもの人権オンブズパーソン条例」（平成10年12月22日制定）、「川西市子どもの人権オンブズパーソン条例施行規則」（平成11年3月23日制定）に基づき活動を行っています（「条例」は70頁）。

### ■ 組織（地方自治法上の市長の付属機関）

#### オンブズパーソン:3人

法曹界、医師、学識経験者、子どもの人権関係のNPO等から、市長が委嘱します。

#### 相談員:4人

オンブズパーソンのアシスタントで、週4日勤務し、相談や申立ての受付業務を日常的に行う。うち一人がチーフ相談員となり、市の機関との連絡調整役を担当します。

#### 専門員:6人

オンブズパーソン経験者等から選任され、オンブズパーソンや相談員を助ける専門家（法律、医療、学校教育、福祉等）。オンブズパーソンから必要な専門的知見や情報提供を求められたときに活動します。

#### 事務局(行政職員):1人

オンブズパーソンの事務を担当。相談や調査は担当しません。

## ■ 主な活動 (※ 8 頁の図「オンブズパーソン制度のしくみ」参照)

### ■ 相談活動 (→ 9 頁へ)

- ・市内の 18 歳未満の子ども（在住・在学・在勤）のことであれば、誰でもオンブズパーソンに相談できます。
- ・受付時間は、平日の月曜日から金曜日の 10 時～18 時。
- ・相談方法は、電話、面談、FAX、手紙。場合によっては、家庭訪問や地域訪問を行っています。面談は原則予約制です。
- ・初回の相談者が親などのおとなである場合でも、できるだけ子どもに出会って、直接話を聴いて、子どもとともに問題解決を考えています。
- ・相談の延長として、子どもの代弁や当事者間の相互理解を支援する必要がある場合は、関係調整（コーディネート）を行うこととなります。これを「調整活動」と呼んでいます（→ 20 頁へ）。

### ■ 調査活動 (→ 25 頁へ)

- ・子どもの擁護・救済の申立てを受けて実施する調査と、独自入手情報から自己発意により実施する調査とがあります。
- ・調査の結果、4 頁にある①～⑥の中から必要適切な対応を行います。

### ■ 広報・啓発活動 (→ 35 頁へ)

- ・子どもや市民に、オンブズパーソン制度を広く知ってもらい、必要がある場合は活用してもらえるように、市の機関と連携して行っています。
- ・また、国連の「子どもの権利条約」の積極的な普及と、子どもの人権の擁護及び人権侵害を未然に防止する観点からも広報・啓発活動に取り組んでいます。

## ■ 活動場所

### ■ オンブズパーソン事務局

- ・市役所の 3 階にあります。相談員と事務局職員が常駐し、電話相談等の日常業務を行っています。

### ■ 子どもオンブズくらぶ（相談室）

- ・川西能勢口駅前のパルティ川西 4 階にあります。カーペット敷きで、おもちゃやゲーム、パソコン、本やマンガ、絵本もあります。子どもが安心して、相談員と一緒に遊んだり、話をしたりするのに使います。
- ・面談の際に使用する部屋なので、相談員は常駐していません。相談等に支障のない範囲で、市民に開放しています（使用の際は、登録グループとなる必要があります）。